

秋葉中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

＜いじめ防止対策推進法＞

【いじめ防止の基本方針】

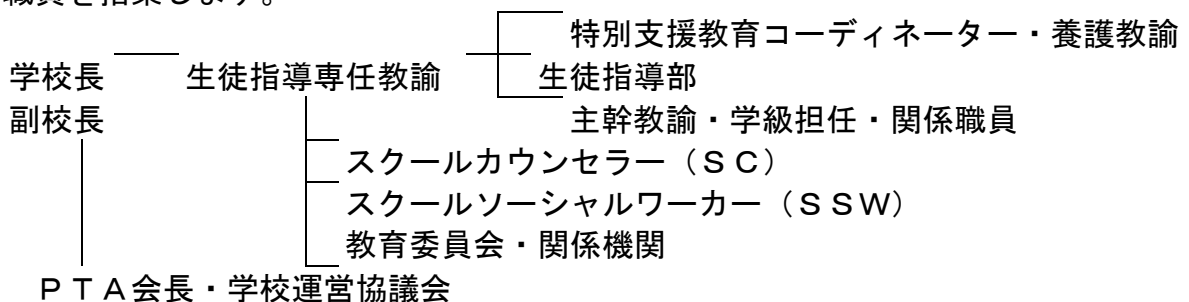
- ・誰もが安心して、心豊かに生活できる学校の雰囲気作りを目指し、一人ひとりの生徒を大切にします。
- ・いじめは絶対に許さない、そしていじめられている生徒を守り抜く姿勢を示し、未然防止に努めます。
- ・早期発見のために、いつでもどこでもいじめは起こりうることを想定して、状況把握に努めます。
- ・いじめに対して迅速に、かつ組織的に対応し、事後のケアに努めます。
- ・保護者や地域の方、関係機関との連携を図ります。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

校長直属の組織に属します。

生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処するために関係職員を招集します。



(2) 委員会の運営・活動内容

- ア いじめの事案に対して、対策委員会对応の中核となり、組織的に取り組みます。
- イ 対策委員会がいじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担の中核となります。
- ウ 対策委員会がいじめの相談や通報の窓口となります。
- エ 重大事案が起こった場合は、対策委員会が中核となり調査を行います。
- オ 対策委員会が中心となり、いじめ防止に向けた年間計画を作成し、取り組みについて検証します。(PDCA)

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ア 全教職員が生徒・保護者との関わりを大切にし、情報収集に努めます。
- イ 行事等の体験活動を通し、心の通う対人交流の素地を養います。
- ウ 生徒会活動を通し、いじめ防止を啓発します。
- エ 生徒、保護者、教職員のいじめに関わる相談体制を整備します。
 - ・学級担任、学年職員、生徒指導専任教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等と生徒が相談しやすい環境を作り、相談しやすい体制を整えます。
 - ・個人面談や教育相談から必要に応じ専門的な相談機関を紹介します。
 - ・日頃の部活動や部長会等を通し部活動の面からも相談できる体制を作ります。

(2) いじめの早期発見

- ア 日常の日々の変化に気づくことができるように、生徒・教職員とのコミュニケーションを図ります。
- イ 年度当初と夏休み明けに教育相談を実施します。
- ウ 定期的なアンケート調査を実施します。(各学期)
- エ いじめ解決一斉キャンペーン(市一斉)を実施します。(12月)

(3) いじめに対する措置

- ア いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守ります。
- イ 事実確認と情報の共有を行います。
- ウ 保護者への対応を行います。
- エ 被害生徒が教室安心して学習、生活できるよう、状況に応じて加害生徒を出席停止や別室で学習指導等をします。
- オ 犯罪行為として重く認識し指導にあたり、状況に応じて警察等の関係機関と連携をします。
- カ いじめの疑いがある段階で、直ちに校長及び対策委員会に報告し組織的に対応します。

(4) いじめの解消

< いじめ解消の要件 >

- ① いじめの行為が少なくとも3ヶ月(目安)止んでいること
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ア 継続的な指導

- ①②の要件を満たしたとしても、引き続き十分な観察を行い、必要な指導、支援を行います(心のケア含む)。

イ 事例検証

再発防止、未然防止のために、日々の取り組みを強化していき、いじめのない学校づくりを目指します。

(5) 教職員等への研修

○校内研修の充実

いじめ防止、対応に向けた校内研修を充実させます。
生徒の情報交換を職員会議等定期的に全職員で行い、共通理解を図ります。

○インターネットを通じて行われるいじめの防止

- ア 入学説明会、保護者説明会などの機会を捉え保護者に注意を喚起します。
- イ 生徒向けの講習会を実施し予防に努めます。
- ウ 職員向けの研修会を行い、インターネット等への理解を深めます。

(6) 学校運営協議会等の活用

「地域懇話会」「秋葉中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組みます。

(7) 年間計画

月	取 組 内 容	
4	年間計画と重点指導内容の確認・引き継ぎ 生徒指導、理解研修（いじめ・特別支援含む） 教育相談・生活に関わるアンケート実施	入学式・保護者説明会 全校集会・学年集会 地域訪問
5	各学年行事への取り組み評価	地域訪問 自然教室・体育祭・遠足
6	行事への取り組み評価 いじめに関するアンケート実施	修学旅行・学校運営協議会 学家地総会（基本方針説明）
7	講演会実施 横浜子ども会議（中学校ブロック） 個人面談	学家地事業（地域清掃） 地域パトロール（祭礼）
8	生徒指導・特別支援研修 教育相談	地域パトロール（祭礼）
9	前期反省 後期への課題検討	地区懇談会
10	行事への取り組み評価 学校を開く週間 いじめに関するアンケート	学家地事業（ふれあいコンサート） 秋葉祭 学校運営協議会
11	福祉体験 個人面談	
12	個人面談 人権週間 いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート等）	
1	職場体験	
2	職業講話	学校運営協議会・新入生説明会
3	年間振り返り評価 新年度への引き継ぎ	卒業式
年間	いじめ防止対策委員会（月2回・随時） 生徒情報交換（月1回・随時）	

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

ア 重大事態の発生により調査を行った場合、いじめを受けた生徒・保護者に必要な情報等を提供（個人情報については十分配慮）します。

イ 重大事態の発生により調査を行った場合教育委員会に報告をします。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います（PDCAサイクル）。

平成26年3月31日策定

平成29年3月31日改定

平成30年1月31日改定

令和3年4月1日改定